

浜 情 委 第 7 9 号  
令和4年12月19日

浜松市長 鈴木 康友 様  
(税務総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年8月29日付け浜財税第94号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

「平成7年分から平成22年分の「所得証明書」および「課税・非課税証明書」(収入、  
所得、社会保険料、市民税・県民税等の金額がわかるもの)」の保有個人情報部分開示決定  
に対する審査請求についての諮問 (諮問第264号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が請求対象保有個人情報の一部について、保存年数の経過により保有しておらず、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に不開示とした判断は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 4 年 5 月 30 日 審査請求人は、「平成 7 年分から平成 22 年分の「所得証明書」および「課税・非課税証明書」（収入、所得、社会保険料、市民税・県民税等の金額がわかるもの）」の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）をした。
- (2) 令和 4 年 6 月 9 日 実施機関は、平成 7 年分から平成 16 年分について、保存年数の経過により保有していないとして、文書の不存在を理由に保有個人情報部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和 4 年 7 月 25 日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和 4 年 8 月 29 日 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成 16 年浜松市条例第 28 号。以下「保護条例」という。）第 43 条第 1 項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

### (1) 審査請求の趣旨

浜財市第 56 号令和 4 年 6 月 9 日付けで通知した「保有個人情報部分開示決定通知書」における開示をしないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由の取り消し決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

平成 8 年度から平成 17 年度までのデータファイルについて、「サーバの情報量が一杯になったため削除した」との説明を受けたが、当該データの移行・保存をせず、前述の理由のみで安易なデータの削除をしたことは許されない行為である。

### (3) 反論書での主張

期間内に反論書は提出されなかった。

#### 4 実施機関の主張要旨

市民税・県民税賦課業務について、地方税法に基づき適正に実施している。

市民税・県民税の情報については、「地方税法第17条の5（更正、決定等の期間制限）」に定められた更正、決定等の期間制限の期間（最長7年）をもとに、「浜松市文書規則第30条（保存年数）」により定められた保存年数の期間（10年）を適正に保存・管理している。所得証明書や課税証明書の交付についてもこれにあわせている（窓口での発行は原則5年）。

平成28年度に当時保存期間である平成18年度（平成17年）分以降の情報とともに新システムに移行した。保存年数の経過後も賦課業務の参考とするために適正に管理している。

以上のことから、保有個人情報部分開示決定処分は、法令に基づき正しく情報管理した上での決定であるため、審査請求について棄却の裁決を求めるものである。

#### 5 委員会の判断

##### (1) 本件に係る法令の規定について

###### ア 保護条例第2条第4号について

保護条例第2条第4号では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

###### イ 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

###### ウ 地方税法第17条の5第7項について

地方税法第17条の5第7項では、「偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まですることができる。」と規定されている。

##### (2) 不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

審査請求人は、市がサーバ容量の不足を理由にデータを削除し、移行・保存をしなかったことは許されない行為であると主張しているが、その根拠や理由について特段示していない。

委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、市民税・

県民税の賦課業務については、更正の期間が最長7年であることから、保存年数を10年としているとのことである。そのため、平成28年度にシステム変更をする際に、当時の保存期間である平成18年度（平成17年）分以降の情報を移行し、それ以前は廃棄したとのことである。

保護条例第18条では、「何人も、（中略）実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」とあり、何人にも開示請求権を認めている。

一方で、開示請求の対象となる保有個人情報は、5（1）アで述べたとおり、保護条例第2条第4号本文において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

所得証明等のデータは地方税法に基づく事務として作成されるものであるから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報に該当する。

しかし、平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータはすでに廃棄されているのだから、当該実施機関が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものには当たらない。

また、保護条例第2条第4号ただし書において、保有個人情報は、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータは、請求時点で廃棄されているのだから公文書に記録されている個人情報にも当たらない。

以上のことから、平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータは、本件請求がされた時点において市が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第2条第4号に定義する保有個人情報に該当しない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報を保有していないことを理由に保有個人情報部分開示決定をしたことは妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

## 6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月29日	諮問書を受理した。
9月13日	審査庁から弁明書を受理した。
10月25日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
11月8日	諮問の審査を行った。
12月12日	答申案の検討を行った。

### 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順